

総務省行政相談センター

まぐみみ青森

令和4年8月3日からの大雨による被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドブック）

令和4年8月3日からの大雨により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

総務省行政相談センター まぐみみ青森では、今回の災害に関して、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 電話による相談受付：平日 8：30～17：15

※上記時間帯以外は留守番電話で対応しています。

行政相談ダイヤル：0570-090110

- インターネットによる相談受付

URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

- FAXによる相談受付：017-734-3355

- 来所による相談受付：平日 8：30～17：15



【相談の受付について】

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご相談の際には、できるだけ電話・インターネット・手紙・FAX を利用くださいますようお願いいたします。対面による相談をご希望の場合は、マスクの着用や相談時間の制限など、感染防止対策へのご理解・ご協力をお願いいたします。

（注）このガイドブックは、令和4年8月30日時点の情報で作成しています。

まぐみみ青森



総務省行政相談センター

【本資料に関する問い合わせ先】

総務省 東北管区行政評価局
青森行政監視行政相談センター

〒030-0801 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎4階

電話：017-734-3354 FAX：017-734-3355

(注) 1 関係各機関等における支援策等については、随時、追加、変更し、当センターホームページに掲載してまいります。

<https://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku/aomori/aomori.html>

2 災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用が条件となっている支援措置があります。

(1) 災害救助法適用市町村(4市8町2村)

弘前市、五所川原市、つがる市、平川市、外ヶ浜町、鰺ヶ沢町、深浦町、
西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町

(2) 被災者生活再建支援法適用市町村(3町)

鰺ヶ沢町、外ヶ浜町、深浦町

【参 考】 前回(第2版(令和4年8月26日))からの主な変更内容

変更した項目	頁	主な変更内容
5 被災者生活再建支援金の支給	4	「深浦町」を追加

目

次



住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 1)
- 2 被災住宅の応急修理等 (P. 2)
- 3 災害ごみの収集等 (P. 3)
- 4 被災住宅の補修や再建に関する相談窓口 (P. 3)



お金のこと

- 5 被災者生活再建支援金の支給 (P. 4)
- 6 災害援護資金の貸付 (P. 5)
- 7 生活福祉資金の貸付 (P. 5)
- 8 災害復興住宅融資等に関する相談窓口 (P. 7)
- 9 住宅ローンの返済 (P. 7)



役所の手続きのこと

- 10 国税の特別措置 (P. 8)
- 11 県税の特別措置 (P. 9)
- 12 市町村税の特別措置 (P. 9)
- 13 公共料金の減免措置等 (P. 10)
- 14 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 (P. 11)
- 15 労働保険 (P. 11)
- 16 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 12)
- 17 運転免許証等の再交付 (P. 12)



民間の手続きのこと

- 18 損害保険 (P. 13)
- 19 生命保険の契約内容 (P. 13)
- 20 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 14)
- 21 法律相談等の窓口 (P. 14)



医療・健康のこと

- 22 医療保険の受診、介護サービスの利用 (P. 15)
- 23 こころの悩みや健康に関する相談 (P. 15)



教育のこと

- 24 給付・貸与奨学金、奨学金返還期限猶予、JASSO災害支援金 (P. 16)



事業者の方へ

- 25 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 17)
- 26 農林漁業関係の相談窓口 (P. 18)



その他の情報

- 27 消費生活相談窓口 (P. 19)
- 28 外国人の相談窓口 (P. 19)
- 29 市町村連絡先一覧 (P. 20)
- 30 災害ボランティア (P. 21)



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅等の建物が被害にあったことを証明するものです。保険の支払いを受ける場合や各種支援・融資の申請、税金の減免などに必要となる場合があります。
- ◆ 市町村によっては、自動車や家財などの動産が災害による被害を受けたことの証明として「被災証明書」の発行も行っています。
- ◆ 各市町村における「り災証明書」の窓口は以下のとおりです。
発行には、①本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証等）、
②被災状況が分かる写真等が必要となります。
詳しくは、各窓口にお問合せください。

市町村	申請窓口	電話番号等
弘前市	総務部 防災課 各総合支所 総務課	0172-40-7100 0175-42-2111（岩木総合支所） 0175-34-2111（相馬総合支所）
五所川原市	防災管理課 各総合支所 地域振興係	0173-35-2111 0173-35-2111（金木総合支所） 0173-62-2115（市浦総合支所）
つがる市	総務部防災危機管理課	0173-42-2111
平川市	総務課 危機管理係	0172-44-1111
外ヶ浜町	総務課	0174-31-1111
鰯ヶ沢町	総合窓口課課税班	0173-72-2111
深浦町	総務課	0173-74-2111
西目屋村	税務会計課	0172-85-2111

市町村	申請窓口	電話番号等
藤崎町	税務課	0172-75-3111
大鰐町	税務課	0172-48-2111
田舎館村	税務課	0172-58-2111
板柳町	産業振興課	0172-73-2111
鶴田町	総務課	0173-22-2111
中泊町	総務課	0173-57-2111

2 被災住宅の応急修理等

- ◆ 災害救助法が適用された市町村において、災害により住宅が大規模半壊・中規模半壊・半壊、準半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を、市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。
- ◆ 修理限度額は令和4年4月基準において1世帯あたり、
 - ① 大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）の世帯：65万5千円以内
 - ② 準半壊（損害割合が10%以上20%未満）の世帯：31万8千円以内
- ◆ 以下の全ての要件を満たす方（世帯）が対象になります。
 - ① 当該災害により、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること
 - ・「全壊」の住家は、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となります。
 - ② 応急修理を行うことによって、被害を受けた住宅に住み続けることができる
と見込まれること
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村窓口にお問合せください。
※市町村の連絡先は20ページをご参考にしてください。

3 災害ごみの収集等

- ◆ 被災市町村では、床下、床上浸水被害等で発生した災害ごみについて、住民による処理場への持込みに係る処理手数料の減免や市町村による戸別収集及び仮置場の設置を行なっています。

詳しくは、お住まいの市町村窓口にお問合せください。

※市町村の連絡先は 20 ページをご参考になしてください。

市町村窓口	電 話	備考
鰯ヶ沢町 総合窓口課 生活衛生班	0173-72-2111	・家庭から出される災害ごみについて、仮置き場への受入れ及び巡回回収を8月12日（金）から実施します。 ・事業用の用品、汚染した商品などは回収しませんので、詳細については、担当窓口にお問合せください。

4 被災住宅の補修や再建に関する相談窓口

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関して、相談やお困りごと、不安に感じていることの相談窓口として、公益財団法人「住宅リフォーム・紛争処理支援センター」が「住まいるダイヤル」を開設しています。

【住まいるダイヤル】

電話番号：0570-016-100（ナビダイヤル）

（PHSや一部のIP電話からは03-3556-5147）

相談時間：平日 10時～17時

〈注意！〉 災害に便乗した悪徳商法にご注意ください！

- ◆ 大規模災害の後には、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向があるのでご注意ください。

本来必要ないのに「〇〇が壊れているから工事が必要」、「保険を利用すれば実質的に無料で修理できる」などと契約を迫る業者とのトラブルが多く発生しています。

不審な勧誘やご心配なことがある場合には、下記の番号までご相談ください。

・ 消費者ホットライン：188（市外局番なしの3桁番号）



お金のこと

5 被災者生活再建支援金の支給

- ◆ 自然災害により居住する住宅が全壊する等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度です（被災者生活再建支援法）。
- ◆ 令和4年8月30日時点では、「鰯ヶ沢町」「外ヶ浜町」及び「深浦町」がこの制度の適用を受けています。
- ◆ 住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。中規模半壊世帯については、「加算支援金」のみ申請可能です。

被災者生活再建支援金の支給額

区分		基礎支援金	加算支援金		合計
		支給額	住宅再建方法	支給額	
2人以上世帯	全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
	解体世帯		補修	100万円	200万円
	長期避難世帯		賃借	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
	中規模半壊世帯	—	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借	25万円	25万円
1人世帯	全壊世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
	解体世帯		補修	75万円	150万円
	長期避難世帯		賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円
	中規模半壊世帯	—	建設・購入	75万円	75万円
			補修	37.5万円	37.5万円
			賃借	18.75万円	18.75万円

- ◆ 鰯ヶ沢町、外ヶ浜町及び深浦町以外の被災市町村においては、被災者生活再建支援法に基づく支援金制度と同様の支援を行う「青森県被災者生活再建支援金」に該当する場合がありますので、詳しくは、お住まいの市町村窓口にお問合せください。

※市町村の連絡先は 20 ページをご参考になしてください。

6 災害援護資金の貸付

- ◆ 災害により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は延滞の場合を除き年3%です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村窓口にお問合せください。

※市町村の連絡先は 20 ページをご参考になしてください。

7 生活福祉資金の貸付

- ◆ 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。
- ◆ 生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要な費用（福祉費（災害援護費））」についての貸付があります。
- ◆ 詳しくは、下記の市町村社会福祉協議会か県社会福祉協議会にお問合せください。

社会福祉協議会名	電話番号	郵便番号	所在地
弘前市社会福祉協議会	0172-33-1161	036-8063	弘前市大字宮園2-8-1 弘前市社会福祉センター内
岩木支部	0172-82-2353	036-1313	弘前市大字賀田字大浦4-1 岩木保健福祉センター内
相馬支部	0172-84-3373	036-1503	弘前市大字五所字野沢41-1 利雪創造センター内
五所川原市社会福祉協議会	0173-34-3494	037-0033	五所川原市字鎌谷町502-5
金木支所	0173-53-2241	037-0201	五所川原市金木町川倉七夕野426-11

社会福祉協議会名	電話番号	郵便番号	所在地
市浦支所	0173-62-3285	037-0401	五所川原市字相内321
つがる市社会福祉協議会	0173-42-4886	038-3138	つがる市木造若緑52 つがる市木造地域福祉センター かっこの館内
木造支所	0173-42-4660	038-3138	つがる市木造若緑52 つがる市木造地域福祉センター かっこの館内
森田支所	0173-26-3836	038-2816	つがる市森田町森田月見野277-3 つがる市森田保健福祉センター あーすとびあ内
柏 支 所	0173-25-2468	038-3104	つがる市柏桑野木田字若宮258-1 つがる市柏老人福祉センター内
稲垣支所	0173-46-3049	037-0104	つがる市稲垣町豊川字宮川136-1 つがる市稲垣在宅介護センター内
車力支所	0173-56-3051	038-3303	つがる市車力町花林48 つがる市車力老人福祉センター内
平川市社会福祉協議会	0172-44-5937	036-0104	平川市柏木町藤山16-1 平川市健康センター内
尾上事業所	0172-57-5311	036-0242	平川市猿賀南田96-3 平川市尾上地域福祉センター内
碓ヶ関事業所	0172-45-2725	038-0101	平川市碓ヶ関三笠山120-1 平川市碓ヶ関地域福祉保健センター ハッピーハウス内
外ヶ浜町社会福祉協議会	0174-22-2250	030-1308	東津軽郡外ヶ浜町下蟹田43-2 外ヶ浜町総合福祉センター内
三厩支所	0174-37-3360	030-1731	東津軽郡外ヶ浜町三厩新町18-1 外ヶ浜町役場三厩支所内
鰯ヶ沢町社会福祉協議会	0173-82-1602	038-2761	西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷 9-4 鰯ヶ沢町総合保健福祉センター内
深浦町社会福祉協議会	0173-74-3111	038-2324	西津軽郡深浦町大字深浦字中沢34-1 深浦町フィットネスプラザ「ゆとり」内
西目屋村社会福祉協議会	0172-85-2255	036-1411	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元144 西目屋村役場庁舎内
藤崎町社会福祉協議会	0172-65-2056	038-1214	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田70-1
大鰐町社会福祉協議会	0172-47-5151	038-0212	南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田37-6 大鰐町総合福祉センター内
田舎館村社会福祉協議会	0172-43-8111	038-1122	南津軽郡田舎館村大字八反田字古館206-1
板柳町社会福祉協議会	0172-72-1161	038-3661	北津軽郡板柳町大字福野田字実田11-7 板柳町公民館内
鶴田町社会福祉協議会	0173-22-3394	038-3503	北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津193 鶴田町保健福祉センター「鶴遊館」内
中泊町社会福祉協議会	0173-57-4841	037-0305	北津軽郡中泊町大字中里字宝森1-2 中泊町老人福祉センター内
小泊支所	0173-64-2905	037-0512	北津軽郡中泊町大字小泊字朝間25 中泊町高齢者生活福祉センター内

実施主体：社会福祉法人青森県社会福祉協議会

お問合せ先：〒 030-0822

青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ2階

電話：017-723-1391 （平日 8時30分～17時）

FAX：017-723-1394

8 災害復興住宅融資等に関する相談窓口

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、建設資金、購入資金又は補修資金について、金利を優遇した災害復興住宅融資を行っています。借り入れには、市町村が発行する「り災証明書」が必要です。

詳しくは、住宅金融支援機構にお問合せください。

【住宅金融支援機構 災害専用ダイヤル】

電話番号：0120-086-353（フリーダイヤル）

営業時間：9時～17時（祝日、年末年始を除き、土日も営業）

- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。

詳しくは、各金融機関にお問合せください。

9 住宅ローンの返済

- ◆ 令和4年8月3日からの大雨による災害に関しては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」が適用されています。当該ガイドラインには、住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組みがあります。

詳しくは借入先の金融機関にお問合せください。

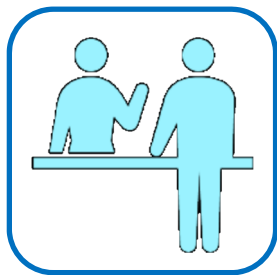
下記の窓口でも銀行に関する相談や照会等をお受けしています。

【全国銀行協会相談室】

電話番号：0570-017109（ナビダイヤル）

03-5252-3772

受付時間：平日 9時～17時



役所の手続のこと

10 国税の特例措置

- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問合せください。

税務署名	電話番号 (自動音声によるご案内)	所管地域
青森税務署	017-776-4241	青森市 東津軽郡
黒石税務署	0172-52-4111	黒石市 平川市 南津軽郡のうち藤崎町 田舎館村
五所川原税務署	0173-34-3136	五所川原市 つがる市 西津軽郡 北津軽郡
十和田税務署	0176-23-3151	十和田市 三沢市 上北郡
八戸税務署	0178-43-0141	八戸市 三戸郡
弘前税務署	0172-32-0331	弘前市 中津軽郡 南津軽郡のうち大鰐町
むつ税務署	0175-22-3294	むつ市 下北郡

- ・ 国税庁ウェブサイト（災害関連情報）
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/index.htm>

11 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産取得税、自動車税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期限の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税窓口にお問合せください。

県税事務所	電話番号	管轄地域
東青地域県民局県税部	017-734-9970	青森市 東津軽郡
中南地域県民局県税部	0172-32-4341	弘前市 黒石市 平川市 中津軽郡 南津軽郡
三八地域県民局県税部	0178-27-4455	八戸市 三戸郡
西北地域県民局県税部	0173-34-3141	五所川原市 つがる市 西津軽郡 北津軽郡
上北地域県民局県税部	0176-23-4241	十和田市 三沢市 上北郡
下北地域県民局県税部	0175-22-3105	むつ市 下北郡

12 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険税(料)、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問合せください。
※市町村の連絡先は 20 ページをご参考になしてください。

13 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域及びその周辺の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続方法について、各社へご確認ください。

○東北電力

【お問合せ窓口】

お客さまセンター

電話番号：0120-066-774（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9時～17時

○NTT 東日本

【料金問合せ受付センター】

電話番号：0120-002992（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9時～17時

- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは、上下水道の事業者（市町村）にお問合せください。

※市町村の連絡先は 20 ページをご参考になしてください。

- ◆ N H K では、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼または床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、2か月間（令和4年8月から9月まで）、受信料が免除になります。

【お問合せ先】

電話番号：0570-077-077（ナビダイヤル）

受付時間：9時～18時（土日・祝日も受付）

※ つながらない場合、050-3786-5003（有料）

14 年金手帳などを紛失した場合、 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問合せください。
- ◆ 災害により、被保険者の所有する住宅、家財その他の財産につき、被害金額がその価格の概ね2分の1以上の損害を受けたときは、申請に基づき国民年金保険料が免除になります。
- ◆ また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、お近くの年金事務所（平日 8時30分～17時15分）にお問合せください。

事務所名	電話番号	管轄区域
青森年金事務所	017-734-7495	青森市 東津軽郡 上北郡のうち野辺地町 七戸町 東北町
むつ年金事務所	0175-22-4947	むつ市 上北郡のうち横浜町 六ヶ所村 下北郡
八戸年金事務所	0178-44-1742	八戸市 十和田市 三沢市 上北郡のうち六戸町 おいらせ町 三戸郡
弘前年金事務所	0172-27-1339	弘前市 黒石市 五所川原市 つがる市 平川市 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡

15 労働保険

- ◆ 財産に相当な損失を受けて労働保険料が納付できないとき

お問合せ先

【青森労働局 総務部 労働保険徴収室】

電話番号：017-734-4145

受付時間：平日 8時30分～17時15分

16 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳しくは、下記の地方法務局・支局にお問合せください。

（受付時間）平日 8時30分～17時15分

名 称	電話番号	管轄区域
青森地方法務局	017-776-9041 (登記部門)	青森市 東津軽郡（外ヶ浜町、蓬田村、今別町、平内町）
むつ支局	0175-23-3202	むつ市 上北郡（横浜町）下北郡（大間町、東通村、風間浦村、佐井村）
五所川原支局	0173-34-2330	五所川原市 つがる市 西津軽郡（鰯ヶ沢町、深浦町）北津軽郡（鶴田町、板柳町、中泊町）
弘前支局	0172-26-1150	弘前市 黒石市 平川市 中津軽郡（西目屋村）南津軽郡（大鰐町、藤崎町、田舎館村）
八戸支局	0178-24-3346 (登記部門)	八戸市 三戸郡（三戸町、南部町、田子町、五戸町、新郷村、階上町）
十和田支局	0176-23-2424 (登記部門)	十和田市 三沢市 上北郡（野辺地町、七戸町、東北町、おいらせ町、六戸町、六ヶ所村）

17 運転免許証等の再交付

- ◆ 運転免許証等を災害などで紛失した場合は、再交付申請をすることができます。
- ◆ 災害救助法が適用された14市町村で運転免許証や運転経歴証明書を紛失した被災者を対象に、再交付手数料が免除される場合があります。詳しくは、下記にお問合せください。

【お問合せ先】

青森県警察本部 交通部 運転免許課（青森県運転免許センター）

電話番号：017-782-0081

受付時間：平日 8時30分～17時15分



民間の手続きのこと

18 損害保険

- ◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問合せください。
 - ・ ご契約の損害保険会社
 - ・ 日本損害保険協会 そんぽ A D R センター（平日 9時15分～17時）
電話 0570-022808（ナビダイヤル）
（IP電話からは 同センター東北 電話 022-745-1171）
- ◆ 証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は、次の窓口で照会できます。
 - ・ 日本損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター（平日 9時15分～17時）
電話 0120-501331（フリーダイヤル）

19 生命保険の契約内容

- ◆ 各生命保険会社において、今回の災害で災害救助法が適用された地域の被災契約者の契約について、次の特別取扱いが行われています。
 - ・ 申出により、保険料の払込みの猶予期間が最長6か月延長されます。
 - ・ 申出により、必要書類を一部省略する等により、保険金、給付金、契約貸付金の簡易迅速なお支払いが行われます。
- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問合せください。
 - ・ 生命保険協会「生命保険相談所」（平日 9時～17時）
電話 0120-001731（フリーダイヤル）

- ・ かんぽ生命保険かんぽコールセンター
（平日 9時～21時、土日・祝日 9時～17時）
電話 0120-552-950（フリーダイヤル）

20 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、生命保険会社、損害保険会社、証券会社等では、通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金の払い戻し、保険金の請求等ができます。

- ・ 各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
- ・ ゆうちょコールセンター
電話 0120-108420（フリーダイヤル）

21 法律相談等の窓口

- ◆ 日本司法支援センター（法テラス）では、被災された皆さまが抱えている問題（住まい・不動産、金銭の借入れ、損害賠償など）について、解決に役立つ法制度や相談窓口などの情報提供を行っております。

- ・ 法テラス青森法律事務所
電話番号：0570-078387（ナビダイヤル）
050-3383-5554
受付時間：平日 9時～17時

- ・ 法テラスむつ法律事務所
電話番号：050-3383-0067
受付時間：平日 9時～17時

- ・ 法テラス鰺ヶ沢法律事務所
電話番号：050-3383-8369
受付時間：平日 9時～17時



医療・健康のこと

22 医療保険の受診、介護サービスの利用

- ◆ 災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽに加入している場合、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となる場合があります。
- ◆ 被災者の皆様は、保険証なしでも医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。
- ◆ 詳細は、ご加入の各保険者にお問合せください。

23 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ 災害にあわれた方のこころの悩みや健康面で心配なことや不安なことについて、電話で相談をお受けしています。
 - ・ 心の健康相談統一ダイヤル
(青森県立精神保健福祉センター)
電話：0570-064-556 (ナビダイヤル)
受付時間：平日 9時~16時



教育のこと

24 給付・貸与奨学金、奨学金返還期限猶予、JASSO災害支援金

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する給付奨学金の家計急変採用、貸与奨学金の緊急採用・応急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出等を受け付けています。

＜お問合せ先＞

- ・ 給付・貸与奨学金について

在学している学校の奨学金担当窓口

- ・ 奨学金返還について

「奨学金相談センター」

電話番号：0570-666-301（ナビダイヤル）

受付時間：平日 9時～20時

- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO災害支援金（10万円、返還不要）を支給しています。

＜お問合せ先＞

（独）日本学生支援機構 政策企画部寄附金室 JASSO災害支援金担当

電話番号：03-6743-3185



事業者の方へ

25 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業・小規模事業者・農林漁業者等の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問合せください。

【日本政策金融公庫】 受付時間：平日 9時～17時

支店名	事業種別	電話番号
青森支店	国民生活事業	0 5 7 0 - 0 0 3 5 2 1
	農林水産事業	0 1 7 - 7 7 7 - 4 2 1 1
	中小企業事業	0 1 7 - 7 3 4 - 2 5 1 1
八戸支店	国民生活事業	0 5 7 0 - 0 0 4 3 7 5
弘前支店	国民生活事業	0 5 7 0 - 0 0 3 7 5 3

【商工組合中央金庫】 青森支店 0 1 7 - 7 3 4 - 5 4 1 1
八戸支店 0 1 7 8 - 4 5 - 8 8 1 1

【青森県信用保証協会】

『令和4年8月3日からの大雨による災害に関する特別相談窓口』

（受付時間：平日 9時～17時）

本所（保証業務課）	0 1 7 - 7 2 3 - 1 3 5 4
青森営業所	0 1 7 - 7 2 3 - 1 3 5 3
弘前支所	0 1 7 2 - 3 2 - 1 3 3 1
八戸支所	0 1 7 8 - 2 4 - 6 1 8 1
五所川原支所	0 1 7 3 - 3 5 - 4 1 2 1
十和田市支所	0 1 7 6 - 2 3 - 4 3 3 1
むつ支所	0 1 7 5 - 2 2 - 1 2 0 4

【青森県】

『青森県特別保証融資制度貸付金等に関する相談窓口』

青森県商工労働部商工政策課商工金融グループ

電話： 017-734-9368

FAX： 017-734-8106

(平日 8時30分～17時15分)

【東北経済産業局】

「令和4年8月3日からの大雨による災害に関する特別相談窓口」

東北経済産業局 産業部 中小企業課 022-221-4922

(平日 9時～17時)

【独立行政法人 中小企業基盤整備機構】

「特別相談窓口」

東北本部 企業支援部企業支援課 022-716-1751

26 農林漁業関係の相談窓口

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や災害復旧貸付等について、下記の相談窓口を設置しています。

日本政策金融公庫 青森支店	017-777-4211
農林中央金庫 青森支店	017-762-4400

- ◆ 青森県地域県民局地域農林水産部に設置されている「農業経営相談窓口」の相談内容及び対応時間を拡大し、東青地域、中南地域、西北地域については、土日祝も対応しています。詳しくは、最寄りの窓口にお問合せください。

県税事務所	電話番号	管轄地域
東青地域県民局農林水産部	017-734-9990	青森市 東津軽郡
中南地域県民局農林水産部	0172-33-4821	弘前市 黒石市 平川市 中津軽郡 南津軽郡
三八地域県民局農林水産部	0178-23-3794	八戸市 三戸郡
西北地域県民局農林水産部	0173-35-5727	五所川原市 つがる市 西津軽郡 北津軽郡
上北地域県民局農林水産部	0176-23-4281	十和田市 三沢市 上北郡
下北地域県民局農林水産部	0175-22-2685	むつ市 下北郡



その他の情報

27 消費生活相談窓口

- ◆ 消費者庁は、地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内する「消費者ホットライン（１８８番）」（全国共通）を設置しています。連絡先が分からない場合は、ご利用ください。

相談窓口	電話番号	受付時間等
消費者ホットライン	局番なしの 「１８８（いやや）」	郵便番号等を入力いただくことで、お近くの市町村や都道府県の消費生活センター等の消費生活相談窓口が案内されます。

28 外国人の相談窓口

- ◆ 青森県国際交流協会では、青森で生活する外国の方々のさまざまな相談に対応する「青森県外国人相談窓口」を開設しています。

また、必要があれば、専門機関の相談窓口との面談や通訳の同行（１回目だけ）も行います。

対応言語	曜日	時間
日本語	火曜日～土曜日	10時～17時
ベトナム語	火曜日	10時～14時
英語	水・土曜日	10時～14時
中国語	水曜日・金曜日	10時～14時
韓国語	木曜日	10時～14時
【公益財団法人青森県国際交流協会外国人相談窓口】 （青森県観光物産館アスパム2階） 電話：０１７－７１８－５１４７ E-mail: lounge_supporter@kokusai-koryu.jp (https://www.kokusai-koryu.jp/support-info/)		

29 市町村連絡先一覧

◆ 令和 4 年 8 月 3 日からの大雨による災害に関するお問い合わせの際は、下記をご参考にしてください。

※ 災害救助法が適用された市町村のみ掲載しております。

市町村名	電話番号代	郵便番号	所 在 地
弘前市役所	0172-35-1111	036-8207	弘前市上白銀町1-1
市民課駅前分室	0172-31-0260	036-8003	弘前市駅前町9-20（ヒロ口3階）
市民課城東分室	0172-26-0002	036-8085	弘前市末広4丁目10-1（総合学習センター1階）
岩木庁舎	0172-82-3111	036-1313	弘前市賀田1丁目1-1
相馬庁舎	0172-84-2111	036-1503	弘前市五所字野沢41-1
五所川原市役所	0173-35-2111	037-8686	五所川原市字布屋町41-1
金木総合支所	0173-35-2111	037-0202	五所川原市金木町朝日山319-1
市浦総合支所	0173-35-2111	037-0401	五所川原市相内349-1
つがる市役所	0173-42-2111	038-3192	つがる市木造若緑61-1
稲垣出張所	0173-46-2111	037-0104	つがる市稲垣町豊川宮川145-3
車力出張所	0173-56-2111	038-3392	つがる市豊富町屏風山1-372
つがる出張所	0173-27-5021	038-3107	つがる市柏稲盛幾世41
平川市役所	0172-44-1111	036-0104	平川市柏木町藤山25番地6
尾上総合支所	0172-44-1111	036-0242	平川市猿賀南田15-1
碓ヶ関総合支所	0172-44-1111	038-0101	平川市碓ヶ関三笠山78
葛川支所	0172-55-2544	036-0172	平川市葛川田の沢口5-1
外ヶ浜町役場	0174-31-1111	030-1393	外ヶ浜町字蟹田高銅屋44-2
平館支所	0174-25-2111	030-1492	外ヶ浜町字平館根岸湯の沢150
三厩支所	0174-37-2001	030-1798	外ヶ浜町字三厩新町18- 1
鱒ヶ沢町役場	0173-72-2111	038-2792	鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸321

市町村名	電話番号代	郵便番号	所在地
深浦町役場	0173-74-2111	038-2324	深浦町大字深浦字苗代沢84-2
岩崎支所	0173-77-2111	038-2202	深浦町大字岩崎字松原51-7
大戸瀬支所	0173-76-2311	038-2503	深浦町大字関字栃沢99-1
西目屋村役場	0172-85-2111	036-1492	西目屋村大字田代字神田57
藤崎町役場	0172-75-3111	038-3803	藤崎町大字西豊田1-1
常盤出張所	0172-65-2111	038-1214	藤崎町大字常盤字三西田35-1
大鰐町役場	0172-48-2111	038-0292	大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3
田舎館村役場	0172-58-2111	038-1113	田舎館村大字田舎館字中辻123-1
板柳町役場	0172-73-2111	038-3692	板柳町大字板柳字土井239-3
鶴田町役場	0173-22-2111	038-3595	鶴田町大字鶴田字早瀬200-1
中泊町役場	0173-57-2111	037-0392	中泊町大字中里字紅葉坂209
小泊支所	0173-64-2111	037-0522	中泊町大字小泊字小泊488

30 災害ボランティア

- ◆ 災害ボランティアを必要とされている方やボランティア活動への参加を希望されている方は、以下の窓口にご相談ください。市町村によって、ボランティアの受け入れに制限を設けている場合がありますので、事前にご確認ください。

青森県防災ボランティア情報センター	環境生活部県民生活文化課内	017-734-9126
外ヶ浜町災害ボランティアセンター	外ヶ浜町社会福祉協議会内	0174-22-2250
鰺ヶ沢町災害ボランティアセンター	鰺ヶ沢町社会福祉協議会内	0173-82-1602 0173-82-1605
弘前市災害ボランティアセンター	弘前市社会福祉センター内	0172-33-1161
五所川原市災害ボランティアセンター	五所川原市社会福祉協議会内	0173-34-3494
中泊町災害ボランティアセンター	中泊町中央公民館内	0173-57-4841